年建設省告示第七百九号、昭和六十三年建設省告示第五十六号、昭和六十三年建設省告示第二千二十三号、平成五年建設省告示第千百二十八号、平成六年建設省告示第千百七十八号、平成九年建設省告示第千二百九十八号、平成十二年建設省告示第五百五号、平成十四年近畿地方整備局告示第百四十九号、平成十七年近畿地方整備局告示第四十五号、平成二十年近畿地方整備局告示第百八十六号及び平成二十三年近畿地方整備局告示第二百九十号の事業地は、滋賀県栗東市出庭字角田、字南正楽及び字下出庭の町を追加する。

使用の部分　昭和四十七年建設省告示第五百四十五号、昭和四十八年建設省告示第六百六十七号、昭和四十九年建設省告示第六十四号、昭和五十三年建設省告示第百十九号、昭和五十四年建設省告示第八百九十四号、昭和五十五年建設省告示第百八号、昭和五十六年建設省告示第八百九十七号、昭和五十八年建設省告示第千四十六号、昭和五十九年建設省告示第三百六十一号、昭和六十年建設省告示第七百九号、昭和六十三年建設省告示第五十六号、昭和六十三年建設省告示第二千二十三号、平成五年建設省告示第千百二十八号、平成六年建設省告示第千百七十八号、平成九年建設省告示第千二百九十八号、平成十二年建設省告示第五百五号、平成十四年近畿地方整備局告示第百四十九号、平成十七年近畿地方整備局告示第四十五号、平成二十年近畿地方整備局告示第百八十六号及び平成二十三年近畿地方整備局告示第二百九十号の事業地は、滋賀県栗東市出庭字南正楽、字上出庭の町、字下出庭の町、字浮気田、字上西ノ森、字久保、字上舟子、字正田、字柿田及び字上柿田を追加する。

○近畿地方整備局告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第三百九号大津湖南都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（湖西処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十三年三月十三日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日

四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
香川県高松市塩江町安原上東字蒲蒲野、字田中、字嵯峨野、字枌谷及び字下所地内	前	一七・四メートル～五〇・三メートル	一四キロメートル
	後	二四・二メートル～五〇・三メートル	〇・一四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日

四国地方整備局長　石橋　良啓

第1　起業者の名称　香川県及び高松市

第2　事業の種類　二級河川香東川水系椛川ダム建設工事及びこれに伴う県道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　香川県高松市塩江町安原上東字菖蒲野、字田中、字嵯峨野、字枌谷及び字下所地内

2　使用の部分　香川県高松市塩江町安原上東字菖蒲野、字田中、字嵯峨野、字枌谷及び字下所地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県高松市塩江町安原上東地内に施行する「二級河川香東川水系椛川ダム建設工事及びこれに伴う県道付替工事」（以下「本体事業」という。）である。

本体事業のうち、「二級河川香東川水系椛川ダム建設工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダム及び同条第18号に掲げる水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される県道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

本件事業が計画されている香東川水系椛川（以下「椛川」という。）は、河川法第5条第1項の二級河川であり、同法第10条第1項の規定により、香川県知事が河川管理者となること、また本件事業に必要となる予算措置も講じていると認められることから、起業者である香川県は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

また、水道事業者としての高松市は、水道法第6条の規定による認可を受けていること、また本件事業に必要となる予算措置も講じていると認められることから、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

香東川水系香東川（以下「香東川」という。）は、その源を香川県木田郡三木町の高仙山付近に発し、高松市塩江町を西に流れつつ、阿讃山脈の大滝山に源を発する椛川等の支川を合流しながら、その後流れを北に変え、高松市西部を貫流し、瀬戸内海に注ぐ、流路延長33.0km、流域面積113.2㎢の二級河川である。

香東川流域は、四国地方における行政及び経済の中枢をなす高松市を擁し、その流水は、水道用水やかんがい用水として広く利用されている。

しかし、香東川流域は梅雨期や台風期に降雨が集中し、この時期に多くの洪水被害が発生している。特に昭和50年８月豪雨による洪水では、浸水家屋47戸にのぼる被害が発生し、近年においても、平成16年10月の台風23号による洪水により、家屋の浸水被害等が発生している。

このように香東川流域では幾度も洪水被害が発生している一方、近年頻発している渇水により、河川流量が減少し、瀬切れが起こるなど、既得水利権者の安定的な取水や、動植物の生息・生育環境、河川の水質保全に影響を及ぼしている。

さらに、高松市の水道用水は、一級河川吉野川を水源とする香川用水に大きく依存しており、香川用水は、近年１～２年に１回の頻度で発生している渇水の度に取水制限が実施され、取水量が大幅に落ち込むなどにより、市民生活や社会経済活動に大きな影響を与えている。